（一に係るものに限る。）、昭和五十四年十二月十日農林水産省告示第千八百五号（二に係るものに限る。）、昭和五十五年二月六日農林水産省告示第百十五号（四に係るものに限る。）、昭和五十六年十月十三日農林水産省告示第千四百九十四号、昭和五十七年一月十四日農林水産省告示第五十三号、昭和五十七年七月十三日農林水産省告示第千百九十二号（三に係るものに限る。）、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百三十八号（三に係るものに限る。）、昭和五十九年八月十八日農林水産省告示第千六百五十八号、昭和五十九年九月八日農林水産省告示第千八百八十二号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年六月二十四日農林水産省告示第九百六十九号（一に係るものに限る。）、昭和六十二年七月十一日農林水産省告示第八百二十八号（一に係るものに限る。）、平成元年二月二十日農林水産省告示第二百二号（三に係るものに限る。）、平成元年三月六日農林水産省告示第二百九十一号（二に係るものに限る。）、平成元年五月八日農林水産省告示第六百六十八号、平成三年二月四日農林水産省告示第百六十九号（一に係るものに限る。）、平成三年三月二十六日農林水産省告示第三百六十七号（一に係るものに限る。）、平成三年五月十八日農林水産省告示第六百五十六号（三に係るものに限る。）、平成五年九月二十日農林水産省告示第千百五十三号（五に係るものに限る。）、平成七年一月五日農林水産省告示第三号（四に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十七号（一に係るものに限る。）、平成七年三月八日農林水産省告示第三百七十四号（四に係るものに限る。）、平成七年九月十八日農林水産省告示第千四百六十号、平成七年十月五日農林水産省告示第千五百八十七号（二に係るものに限る。）、平成十三年二月八日農林水産省告示第百七十九号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十四年十二月九日農林省告示第千八百九十二号（二に係るものに限る。）、昭和四十四年十二月二十七日農林省告示第二千四十六号（二に係るものに限る。）、昭和四十六年三月十九日農林省告示第五百十三号（一及び二に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十一号、昭和四十三年二月二十日農林省告示第百六十八号（一、三、七及び八に係るものに限る。）、昭和五十五年五月二十六日農林水産省告示第七百十五号、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百二十号、平成六年七月六日農林水産省告示第千六号（一及び二に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十四号、昭和四十六年三月二十五日農林省告示第五百七十五号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百九十四号、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第七百一号、昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十六号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年八月二十日農林水産省告示第千五百十四号（一及び二に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十六号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道名寄市・新冠郡新冠町・足寄郡足寄町（以上一市二町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

新冠町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに名寄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道北広島市・美唄市・中川郡美深町・音威子府村・常呂郡訓子府町（以上二市二町一村について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

美唄市・美深町・音威子府村（以上一市一町一村について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道日高郡新ひだか町・苫前郡初山別村（以上一町一村国有林。次の図に示す部分に限る。）、初山別村・中川郡美深町・豊頃町・天塩郡遠別町・網走郡津別町・常呂郡訓子府町（以上五町一村について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備